

行政評価シート(事後評価)

コード 4-3-2	事務事業名 軽自動車税賦課事務	所管部課 市民部 市民税課
--------------	--------------------	------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	地方税法及び西東京市市税条例に基づき、軽自動車の所有者に対して軽自動車税を課税する。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要 (団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要 (国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額) 等	
	毎年4月1日に軽自動車を所有している者に対し、5月10日(平成19年度からは5月1日)に納税通知書を送付し、軽自動車税を課税する。対象者に届かずに返戻された分に関しては、転居先調査等を行い、居所が判明した者には再度納税通知書を郵送する。居所が判明しない者については、公示送達を行う。	
事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	17年度	18年度	19年度	20年度
	事業費(A)			2,326	2,417	2,423
財源	国庫支出金・都支出金	千円				
	地方債					
内訳	その他()					
	一般財源		2,326	2,417	2,423	2,053
所要人員(B)	人		1.96	1.96	1.96	1.48
人件費(C)=平均給与×(B)	千円		16,043	15,996	15,996	12,078
臨時職員等賃金(C')	千円					
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円		18,369	18,413	18,419	14,131
単位当たりコスト						
(E)=(D)/ (適正賦課)	円		807	79	783	603

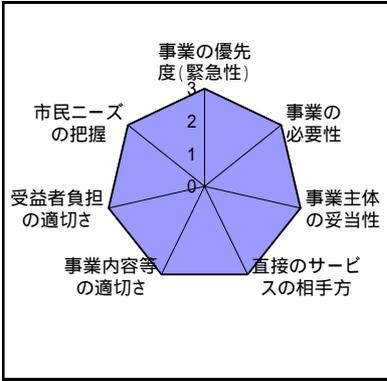
評価指標の設定	活動等指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度
	適正賦課	実績値	件	22,751	23,277	23,536	23,429
	実績値						
(指標の説明・数値変化の理由 など) 発送件数							
評価指標の設定	成果指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度
	一 到達率(発送件数/到達件数)	目標値	%	100.00	100.00	100.00	100.00
実績値		%	99.48	99.66	99.78	0.00	
二 次	目標値						
	実績値						
(指標の説明・数値変化の理由 など) 当初発送した納通件数から公示送達件数を差し引いたものを到達件数とした。厳密には遡って廃車になったケースや賦課漏れが発見されたケース等があるので、分母となる納通の発送件数を特定することは困難である。							

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	特になし	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	特になし
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特になし

コード 4-3-2	事務事業名 軽自動車税賦課事務	所管部課 市民部 市民税課
--------------	--------------------	------------------

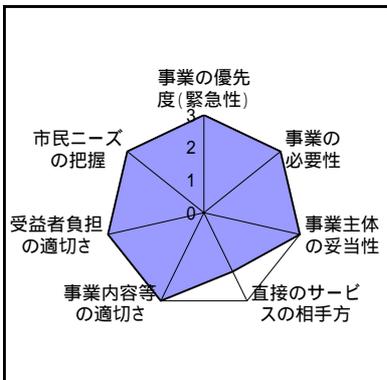
【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	3	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	事業系でない税務部門では、一般的な行政評価は馴染まない。事務の効率性等を指標にした新たな基準が必要である。 今回行った到達率を指標とした評価は、当初に納通を発送したものが必ずしも軽自動車税を賦課しなければならないものなのかが明確に決まっていない(軽自動車を賦課期日現在(4月1日)ですでに廃車している場合や盗難にあつていない場合、所有者が死亡している場合等)ので、指針としては適当でない。 軽自動車税担当は原動機付自転車の標識交付や廃車処理とともに、一年をかけて軽自動車の登録者への適正賦課を行うために、実態調査等を行うことを業務としている。
事業の必要性	3		
事業主体の妥当性	3		
直接のサービスの相手方	3		
事業内容等の適切さ	3		
受益者負担の適切さ	3		
市民ニーズの把握	3		



【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	3	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	軽自動車税の賦課は法令に基づき行う事務なので大幅な改善は望めないが、陸運局等からの情報提供を電子化するよう働きかけるなど、事務の効率化を図るべきである。 また、窓口での対応に限らずあらゆる機会を通じて、納税義務や転居・廃車の際の届出の必要性等について周知徹底するよう努められたい。
事業の必要性	3		
事業主体の妥当性	3		
直接のサービスの相手方	2		
事業内容等の適切さ	3		
受益者負担の適切さ	3		
市民ニーズの把握	3		



【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	軽自動車税の賦課に関する事務は、法令に基づき行われるものであり、法改正等がない限り、現状の内容により引き続き実施する必要がある。今後は、二次評価記載のとおり、陸運局等からの情報提供を電子化するよう働きかけるなどの事務の効率化に向けた取組を行うとともに、税の公平性の観点から、適正賦課に向けて、継続的に取り組まれない。